



平成 30 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 プラコー
代表者名 代表取締役 黒澤 秀男
(JASDAQ・コード6347)
問合せ先 総務・経理部部长 山崎 正彦
電話048-798-0222

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 27 日開催予定の第 58 期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案および「3. 定款の一部変更」に関する議案が、いずれも承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するに当たり、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、当社株式について 10 株を 1 株とする株式併合を実施することといたしました。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

②併合の比率

平成30年10月1日をもって、同年9月30日（実質上9月28日）の最終の株主名簿に記載された株主の所有株式10株を1株の割合で併合いたします。

③効力発生日における発行可能株式総数

8,000,000株（併合前：80,000,000株）

株式併合の割合と同じ割合で発行可能株式総数を減少いたします。

④併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成30年3月31日現在）	27,152,585株
株式併合により減少する株式数（試算）	24,437,327株
株式併合後の発行済株式総数（試算）	2,715,258株

（注）「株式併合」により減少する株式数及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合の割合に基づき算出した理論値です。

(3)併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	1,883名（100.00%）	27,152,585株（100.00%）
10株未満所有株主	29名（1.54%）	64株（0.00%）
10株以上所有株主	1,854名（98.46%）	27,152,521株（100.00%）

（注）上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様29名（所有株式合計64株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に買取りのお手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4)1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5)併合の条件

本株主総会において、株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

①本株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに（定款第6条）、株式併合の割合に応じて、発行可能株式総数を現在の80,000,000株から8,000,000株に減少させるものであります（定款第5条）。また、本定款の一部変更の効力は、株式併合の効力発生日に生じるものとする旨の附則を設け、効力発生日経過後は、これを定款から削除することといたします。

なお、その効力発生日は、平成30年10月1日といたします。

②当社の取締役及び監査役の員数について、経営の意思決定の更なる機動的また迅速化を図るために、取締役を9名から5名へ、監査役を4名から3名への員数の上限を縮減するものであります。

なお、上記取締役及び監査役の員数変更の効力発生日は、平成30年6月27日といたします。

(2) 変更の内容

定款の一部変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現行定款	変更後
<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>8千万株</u>とする。</p> <p>（単元株式数）</p> <p>第6条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>第17条 当社の取締役は<u>9名</u>以内とし、株主総会において選任する。</p> <p>②（本文省略）</p> <p>第28条 当社の監査役は<u>4名</u>以内とし、株主総会において選任する。</p> <p>②（本文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>8百万株</u>とする。</p> <p>（単元株式数）</p> <p>第6条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>第17条 当社の取締役は<u>5名</u>以内とし、株主総会において選任する。</p> <p>②（現行のとおり）</p> <p>第28条 当社の監査役は<u>3名</u>以内とし、株主総会において選任する。</p> <p>②（現行のとおり）</p> <p><u>附則</u> <u>第5条及び第6条の変更は、平成30年10月1日をもって効力を生じるものとし、本附則は、効力発</u> <u>生後、これを削除する。</u></p>

4. 日程

取締役会決議日	平成 30 年 5 月 28 日
定時株主総会開催日	平成 30 年 6 月 27 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 30 年 10 月 1 日 (予定)
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成 30 年 10 月 1 日 (予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成 30 年 10 月 1 日 (予定)

(注)上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 30 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式売買の振替手続きの関係上、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は、平成 30 年 9 月 26 日となります。

以上

(添付資料) 【ご参考】 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q&A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 2. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更いたします。併せて、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5 万円以上 50 万円未満)を維持することを目的として、当社株式について 10 株を 1 株とする株式併合を実施いたします。

Q 3. 所有する株式数や議決権はどうなりますか。

A 3. 株主様の株式併合後のご所有株式は、平成 30 年 9 月 30 日最終の株主名簿に記載された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、株式併合及び単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権個数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後（平成 30 年 10 月 1 日から）		
	ご所有株式数	議決権個数	ご所有株式数	議決権個数	端数株式相当分
例①	2,000 株	2 個	200 株	2 個	なし
例②	1,100 株	1 個	110 株	1 個	なし
例③	1,025 株	1 個	102 株	1 個	0.5 株
例④	500 株	0 個	50 株	0 個	なし
例⑤	452 株	0 個	45 株	0 個	0.2 株
例⑥	5 株	0 個	0 株	0 個	0.5 株

株式併合の結果、1 株に満たない端数（以下、「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例③、⑤、⑥のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いたします。このお支払代金は平成 30 年 11 月頃にお送りすることを予定しております。

従いまして、効力発生前のご所有株式が 10 株未満の場合（上記例⑥のような場合）

は、株式併合により、すべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響はありますか。

A 4. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。今回の株式併合により、株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は10倍となります。また、株価につきましても、理論上は併合前の10倍となります。

Q 5. 配当がこれまでの10分の1しかもらえなくなるのですか。

A 5. ご所有株式数は10分の1になりますが、株式併合の効力発生後には、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、今後の業績や経営環境の変動など他の要因があれば別ですが、株式併合を理由にお受け取りになられる配当の総額が変わるといことはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 6. 事前のお手続きについては、特段の必要はございません。

なお、上記Q 3. に記載のとおり、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。なお、株式併合前のご所有株式数が10株未満の株主様は、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

Q 7. 株式併合後での単元未満株式の買取りをしてもらえますか。

A 7. 株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式をご所有する株主様（100株未満をご所有の株主様）は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人にお問い合わせ下さい。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 8. 次のとおり予定しております。

平成30年6月27日 定時株主総会

平成30年9月14日 株式併合公告日

平成30年9月25日 現在の単元株式数（1,000株）での売買最終日

平成30年9月26日 当社株式の売買単位が100株に変更

平成30年10月1日 株式併合、単元株式数変更及び発行可能株式総数変更の効力発生日

【お問い合わせ先】

当社株主名簿管理人

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

日本証券代行株式会社 代理人部

電話 0120-707-843 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝祭日を除く)

以上